

**i** ハチの巣の駆除の相談は



市では、スズメバチなどのハチの巣の駆除は行っていません。ハチの巣を発見したときは次の組合に相談・依頼するなどし、適正な土地の管理を心掛けてください。

【駆除依頼・相談先】

千葉県害虫防除協同組合

☎ 043 (221) 0064

問 環境課 ☎ (93) 4945

**i** 気をつけて！  
水辺は危険がいっぱい

印旛沼周辺には、農業用排水のための施設や洪水を防ぐための施設がたくさんあります。

毎年夏休みに入ると、このような施設での事故が新聞やテレビなどで報道されます。

子どもたちはどのような場所が危険なのか判断できません。

水辺付近で遊んでいた、釣りをしている子どもを見つけたら注意してあげてください。

問 印旛沼土地改良区

☎ 043 (484) 1155

**i** 「とみさと元気アップ」商品券  
8月31日で使用期間終了

「とみさと元気アップ」商品券の使用期間が8月31日(火)で終了します。お手元に未使用の商品券がある人は、必ず期間内に使用ください。

使用期間を過ぎた商品券は、いかなる理由があっても使用できませんので、ご注意ください。

問 「とみさと元気アップ」商品券  
専用ダイヤル

☎ (90) 1130

**i** 空き地の管理は  
適正に



空き地の雑草を放置しておく、ごみの不法投棄や害虫など、近隣に思わぬ被害を与える場合があります。

所有者は、日ごろから土地の状況を把握しておくなど、適正管理を心掛けてください。

問 環境課 ☎ (93) 4945

**i** 野外焼却は禁止



生活で生じた家庭ごみや事業で生じた廃棄物を、野外で焼却することは禁止されています。

野外焼却は、火災の危険などがあり、地域住民に迷惑がかかるのでやめましょう。

なお、次の行為は野外焼却禁止の例外とされていますが、地域住民の生活に影響を与えるような場合は、市から指導することがあります。

- 震災、風水害、火災その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農林業を営むためにやむを得ないものとして行われるツル・草などの焼却
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる軽微な廃棄物の焼却

問 環境課 ☎ (93) 4945

**i** 漏水などで工事が  
必要なときは



水道の給水装置の新設工事や修理工事を行うときは、必ず市が指定する給水装置工事事業者へ依頼してください。

**指定給水装置工事事業者**

水道法における給水装置工事事業者の指定制度に基づき、全国一律の要件により、市から指定された事業者です。

市に登録されている工事事業者の一覧は、上下水道課で閲覧できるほか、市公式ホームページにも掲載しています。

**契約に関するトラブルが増えています**

工事の契約は、工事事業者と、依頼主との間で行うものです。

工事後のトラブルを避けるため、次の事項に十分注意してください。

- 希望する内容の工事を行うことができる工事事業者が確認する。
- できるだけ複数の工事事業者から見積もりを取り、内容を検討する。(見積もりが有料となる場合があります)
- 工事が始まる前に、工事の内容、費用、アフターサービスなどについて、十分な説明を受ける。

問 上下水道課 ☎ (93) 3340

**i** 水道水の放射性  
物質測定結果

6月9日の測定で、放射性物質は検出されず、安定した状態が続いています。今後も3か月に1回測定を実施し、安全な水の供給に努めます。

問 上下水道課 ☎ (93) 3340